



## 2 平成 28 年 1 月から個人番号欄にあなたのマイナンバーを記入してください

平成 28 年 1 月から、資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、療養費、高額療養費、限度額適用認定証の申請等の様式に個人番号欄が設けられます。(下記イメージ参照)

マイナンバーは皆様の手続きを確実にかつ早期に進めるために必要な事項ですので、ご自分のマイナンバーを必ず記入してください。

変更前

国民健康保険療養費支給申請書

変更後

国民健康保険療養費支給申請書

個人番号 ○○○○ ○○○○ ○○○○

通知カード

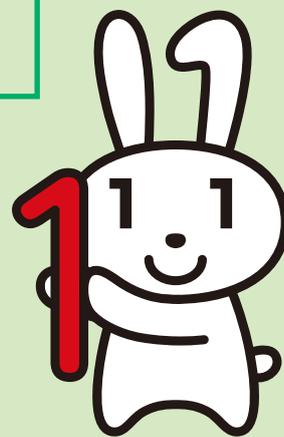
個人番号 ○○○○ ○○○○ ○○○○

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏名 番号花子

住所 福岡県○○市□町1-1-1



## 3 マイナンバー制度に関するより詳しい情報につきましては本組合のホームページをご覧ください

<https://www.fukuoka.med.or.jp/ishikokuho>

問い合わせ先

福岡県医師国民健康保険組合 総務課

電話/092-431-1987